

2022年5月20日

東京都渋谷区東一丁目2番20号  
トランス・コスモス株式会社  
代表取締役社長 奥田昌孝

## 新設分割に係る事前開示書面

当社は、2022年5月20日付で作成した新設分割計画書に基づき、2022年7月1日を成立日として、新たに設立する日本直販株式会社（大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2号。以下「新設会社」という。）に対し、当社が営む総合通販事業を中心とする日本直販事業（物販事業及び日本直販の顧客を活用したBtoB事業並びにこれら事業に関連するコールセンター業務を含む。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととしましたので、会社法第803条第1項および会社法施行規則第205条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

### 記

#### 1 新設分割計画書の内容（会社法第803条第1項第2号）

添付のとおりです。

#### 2 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1項第1号）

##### (1) 本新設分割に際して交付する株式の数およびその株式の割当ての相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して、当社に対し、新設会社の普通株式数100株を発行し、割り当てます。

なお、交付株式数につきましては、新設会社の株式の全てが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。当社は、新設会社が承継する資産等の事情、適切な出資単位の設定、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

##### (2) 新設会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金および準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。この取扱いは、新設会社の承継する資産等および今後の事業活動その他の諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- 3 分割会社について最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第 205 条第 1 項第 6 号）

該当事項はありません。

- 4 新設分割会社の債務及び新設会社の債務（分割会社が新設分割により新設会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 1 項第 7 号）

(1) 分割会社

当社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 150,522 百万円及び 74,439 百万円です。

本新設分割により新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ 368 百万円及び 484 百万円です。

よって、本新設分割の成立日時点における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本新設分割後における当社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本新設分割後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

(2) 新設会社

本新設分割により当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ 368 百万円及び 484 百万円です。また、当社から新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとしています。

よって、本新設分割の成立日時点における新設会社の資産の額は、負債の額を下回ることが見込まれます。もっとも、当社は本新設分割後直ちに新設会社の発行済株式全部を株式会社悠遊生活に譲渡する予定であるところ、当該株式譲渡実行後に株式会社悠遊生活のグループ会社から新設会社に必要運転資金の融資が実行される予定であり、当該融資をもって新設会社に承継される債務の支払原資は確保される見込みです。また、本新設分割後における新設会社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本新設分割後における新設会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

- 7 事前開示開始日後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 205 条第 1 項第 8 号）

本事前開示開始日以降、上記事項に変更がありましたら、直ちに開示いたします。

添付 新設分割計画書

以上

## 新設分割計画書

### 新設分割計画書

トランス・コスモス株式会社（東京都渋谷区東京都渋谷区東一丁目2番20号。以下「甲」という。）は、新たに設立する日本直販株式会社（以下「乙」という。）に対し、甲が営む総合通販事業を中心とする日本直販事業（物販事業及び日本直販の顧客を活用したBtoB事業並びにこれら事業に関連するコールセンター業務を含み、以下「本承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本新設分割」という。）を行うこととし、次のとおり分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（乙の定款記載事項及び設立時の本店所在場所）

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。
2. 乙の設立時の本店所在場所は、大阪府大阪市北区梅田一丁目2番2号とする。

#### 第2条（乙の設立時取締役の氏名）

乙の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 遠藤 俊

#### 第3条（承継する権利義務）

1. 本新設分割により、乙が甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務等明細表」記載の権利義務とする。
2. 本新設分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。

#### 第4条（乙が本新設分割に際して交付する株式）

乙は、本新設分割に際し、甲に対し、本新設分割により承継する権利義務の対価として、乙の株式100株を発行し、そのすべてを甲に交付する。

#### 第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第49条及び第50条に定めるところに従って、甲が適当に定める。但し、乙の設立時の資本金の額は0円とする。

#### 第6条（成立日）

乙の成立の日（以下「**成立日**」という。）は、2022年7月1日とする。但し、本新設分割の手續進行上の必要性その他の事由により、必要があるときは、甲は、これを変更

ることができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、本承継対象事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本計画策定後成立日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって本承継対象事業に係る業務の執行及び財産の管理、運営を行う。

第9条（分割条件の変更等）

1. 本計画策定後成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲の財政状態若しくは経営成績又は本承継対象事業の権利義務に重大な変動が生じた場合、又は本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲は、本新設分割の条件その他本計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。
2. 本成立日の前日までに、国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本新設分割を適法に行うために必要な許認可等が取得されない場合、本計画は効力を失う。

第10条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本新設分割に必要な事項は、本計画の趣旨に則り、甲がこれを定める。

本計画策定の証として本書1通を作成し、甲が記名押印のうえ、甲が原本を保有する。

2022年5月20日

甲 東京都渋谷区東一丁目2番20号  
トランス・コスモス株式会社  
代表取締役社長 奥田昌孝



## 別紙1 定款

### 定款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本直販株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 通信販売及び販売代理業務並びにその他の商取引に関する業務
2. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
3. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市北区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役以外の会社法第326条第2項に定める機関を置かない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法により行う。

#### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式を取得した者（以下「株式取得者」という。）が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(提出書類に使用すべき印鑑)

第13条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定

めることができる。

- 3 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

#### (自己株式の取得)

- 第15条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。
- 2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

- 第16条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

#### (招集手続)

- 第17条 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

- 第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役に支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議方法)

- 第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる

株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略等)

第20条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権ある株主1名に限る。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役

(員数)

第23条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第24条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。



(任期)

第25条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は前任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。

(除斥期間)

第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年12月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第31条 当会社の設立時代表取締役は以下の者とする。  
東京都板橋区蓮根三丁目15番3号1107  
代表取締役 遠藤 俊

(規定外事項)

第32条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

本定款は、東京都渋谷区東一丁目2番20号トランス・コスモス株式会社を新設分割して当会社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

以 上